

令和2年度第2回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年1月28日(木) 午前10時00分から
- 2 場 所 碧南市役所 2階 会議室4, 5
- 3 出席委員 鈴木 並生 三島 孝二 平松 常一
神谷 昌明 鳥居 勝行 杉浦 盛夫
石附 満江 石井 拓 小林 晃三
岩月ひろし 磯貝 忠通 杉浦 文俊
祢宜田拓治 杉浦 哲也 川地 史温
古川 昭彦(代理 稲垣慎吾)
以上16名(敬称略)
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 ○事務局
典礼(事務局) 中村 正典
都市計画課 課長 川村 哲弘 主幹 安藤 昌之
課長補佐 二宮 学 係長 小澤 洋之
担当係長 鈴木 哲也 主事 鳥居 利成
○議案提出課 都市計画課(兼事務局)
- 6 傍聴者 0名
- 7 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 8 審議内容

— 開会時間 午前9時59分 —

【典礼(事務局)】

おはようございます。

定刻より少し前ではありますが皆様お揃いですので、ただ今から令和2年度第2回目の碧南市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を進めさせていただきます碧南市建設部長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、皆様には手指消毒、マスクの着用をお願いしておりまして、特に今回は、広い場所で開催をさせていただいております。

皆様、コロナの対策につきましては日頃からご尽力いただいております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

それでは本日の審議会につきましては配付しております次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より開会成立宣言について説明させていただきます。

【事務局】

ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は16名全員であり、定数の過半数に達しておりますので、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

【典礼（事務局）】

それでは、当審議会の取りまとめの議長につきましては、審議会条例第5条第3項の規定により会長と定めておりますので、鈴木会長、この先の議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

あらためまして、皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、またコロナ禍で緊急事態宣言がなされている時期であります、委員の皆様におかれましては、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

それでは早速審議に入ります。

着座で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の議事録署名者をお示しいたします。

「神谷昌明委員」と「鳥居勝行委員」をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、西三河都市計画道路3の5の92号、碧南駅前線の変更（案）（碧南市決定）について、説明願います。

【都市計画課（議案提出課）】

それでは、議案第1号、西三河都市計画道路3の5の92号、碧南駅前線の変更（案）についてご説明いたします。資料の1をご覧ください。

なお、今回、駅前広場の面積を変更するという内容でございますけれども、この駅前広場も、都市計画道路、碧南駅前線の一部となっておりますので、このような表題となっております。

まず1の事業概要の（1）事業の目的でございますけれども、名古屋鉄道株式会社の駅舎の建て替えに伴いまして、駅前ロータリーの混雑の緩和や障害者等の移動の円滑化並びに良好な景観の形成を図るため、駅前広場を拡張するというものでございます。

（2）の事業期間につきましては、平成29年度から令和5年度までの7年間としております。

（3）の事業計画につきましては、これまで行った整備と今後の予定についてご説明いたします。

まず、基本構想の前年の平成28年に名鉄の設備計画の中で、碧南駅の駅舎の建て替えを予定していると公表がされまして、これを受けまして29年度に駅舎の改修と合わせまして、今後の駅前広場の方向性を定め、駅前広場の基本構想を作成いたしました。

平成30年度では、引き続き基本構想をベースに名鉄と協議を行いまして、基本設計及び実施設計を行いまして、年度末の平成31年2月に名鉄駅舎の建て替えは完了をしております。

令和元年では、駅前広場の第1期工事としまして、待合所の建設と駅南（みなみ）広場の整備を行い、待合所につきましては、令和2年の9月1日に供用開始をしております。

令和2年度、今年度につきましては、待合所の南の碧南ルールパークへと接続する通路部分を整備しているところであり、また、ロータリー拡張計画に伴い、建物の物件調査の実施をしております。

令和3年度は、来年度になりますけれども、待合所南側の駐輪場及びバスレーンの整備と名鉄が所有している現在の駅前広場の用地、約1,578平方メートルを取得する予定をしております。

次に、令和4年度につきましては記載のとおり、物件補償、用地取得、令和5年度につきましてはロータリーの整備工事を予定しておりますけれども、現在新型コロナウイルスの感染症により、本市の税収が大幅に減少するということが想定されておまして、大変予算措置が厳しいということもありまして現段階では未定となっております。

予算の確保の見通しがついた段階におきまして、速やかに事業を推進して参りたいというふうに考えております。

続きまして2の都市計画変更の概要についてであります。名鉄碧南駅西駅前広場の面積を約1,200平方メートルから約2,200平方メートルに変更するというものでございます。

資料の2をご覧ください。

駅前広場の白抜きの黄色く囲まれたところが現在の都市計画決定区域となっておりますが、これに赤く塗りつぶした区域を拡張するというものでございます。

拡大したものが資料3となりますのでご覧ください。

この中で青色の一点鎖線で囲まれた面積約1,200平方メートルが現在の都市計画決定区域となっているものを、赤色の実線で囲んだ約2,200平方メートルへと変更し拡張するもので、来年度以降の国の交付金を得るために、都市計画決定の変更が必須事項となるものでございます。

戻りまして、資料1の裏面の4の整備計画につきまして、初めに資料の4をご覧ください。

こちらは計画前の平面図であり、新駅舎は東に移動する形で建設されているというところでございます。

ロータリー部分は、現在もこの絵のとおり同じ状態でございます。バスの送迎と一般乗用車が混在しており、また、乗降のためのスペースが約6台分しかないということで交

通集中による渋滞が発生しているという状況でございます。

戻ってもらって、資料の3をもう一度ご覧ください。

こちらの図面につきましては拡張後の計画平面図となります。

図面を見ていただきまして、駅構内は一方通行の時計回りとなりまして、入口と出口が分離されて、Uの字のような形となり、真ん中に路外駐車場として、約22台分でございますけれども、送迎用の短時間駐車場を予定しており、この拡張により現在の6台から、16台分増えまして、22台と増加することになります。

また、駅舎近くの赤く塗ってある部分、ここがバスレーンとなります。

フレンドバスやくるくるバス、また、障害者の乗降場のための専用レーンでございまして、屋根も張り出しておりますので、濡れずに乗り降りができるものとなっております。

また一般送迎の車両は、ここの真ん中の路外駐車場ですね、ここに停車をすることになり、バス等とは分離が図られるため、より利便性が高まるものと考えております。

また、駅へ進入した車両は、駅から交番前ですね、バロー方面に行くこともできますし、逆にバロー側から左折のみではございますけれども、再度、回る形で駅前に入ることもできます。

なお、この計画平面図につきましては現時点では参考図としておりますので、今後関係機関との協議により変更する場合がありますので、よろしくお願いたします。

資料1の4の整備計画の表に戻ってもらいまして、最下段の駐輪場につきましては、現在は駅北駐輪場732台がありますが、ここは名鉄からの借地となっており、駐車場の一部を返還して欲しいとの協議がございましたので、駅南側の通路部分に275台分を新たに借地をして、北と南を合わせて合計855台とすることで、駅利用者の利便性を図っております。

戻りまして、資料1の5の都市計画の策定の経緯ですけれども、こちらは資料の5をご覧ください。

これは都市計画区域の変更に必要な手続きを示しております。

これまで一番上の6月に庁外検討会への説明会を実施しまして、愛知県との事前協議を8月から9月に行っております。

その後、5月の広報に掲載するとともに案の公告と縦覧を行っております。

なお、この変更にかかる変更案図書の縦覧を9月24日から10月8日に行いましたが閲覧者はございませんでした。

資料の1に戻っていただきまして、6番、今後の予定ですけれども、本日の都市計画審議会でご審議していただいた後に、2月に県協議を行う予定をしております。

県協議の終了が3月ごろになりますので、その後、都市計画決定の変更の告示を予定しております。

また、市議会は3月11日に報告をする予定としております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

【会長】

ただいま、議案の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

議案第1号について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

駐輪場に関してなんですが、今現在のところは多分おそらく、これ屋根がつかないんですよね。屋根がつかない計画だと思うんですが、将来的に、議案と直接関係ないかもしれませんが、将来的につける可能性の有無について、ちょっと教えていただけたらと思います。

【都市計画課】

ご指摘の屋根の件でございますけれども、今、碧南市内のこういった駐輪場で屋根があるのが北新川の有料駐車場のところの一部しかないという状況でございます。基本的に駐輪場が今、すべて借地となっておりますので、市としては必要最小限の整備を行っておるというところで、現段階では屋根の整備は行わないという方針なんですけれども、今後、近隣市の状況等を踏まえまして、その辺りは調査研究をして参りたいというふうに考えております。

【委員】

一般的なことですが、まず都市計画決定区域を、新たにしていくということで、赤枠のところ、資料3を見てますけれども、こちらの計画区域で歩道等の整備を行っていくということでしょうけれども、この道一番向かって右側の、例えばけんしん本店の所とかの民地の関係とかは、今どうなっていて、今後どういうふうにして、進めていかれるのか。ちょっと説明をお願いいたします。

【都市計画課】

県信の所なんですけれども、資料3と資料4を見比べていただけると、分かりがいいんですけど、この赤く囲まれたところに県信の一部がかかっているというところで、実は今年度に、ここの県信の所の物件調査を委託に出しているところでございまして、まだちょっと費用の方がどのくらいかかるかというのは分かってはいいんですけども、それが出来次第、来年度以降で用地買収とか建物補償とかやっていきたいと思っていたところだったんですけども、まだちょっと未定のところございます。

県信さんとあと他の2件、計3件ございまして、今のところ打診をして、すべて承諾は得ているという状況でございます。

【委員】

他のところでも、民地にかかるところも、そのような状況でしょうか。今から確定させていくというか。

【都市計画課】

はい、今のこの3件以外は、あとの民地は名鉄だけが相手になります。名鉄は来年度買う予定をしております

【委員】

見落としているかもわかりませんが、9のところを見ると、ロータリーの右側のところにタクシー駐車場ですかね、ありますけども、新しいところを見ると、タクシーの場所が緑地になってるんですけども、どこへ移動されるのか、なくなるのかちょっとわかりませんのでお願いいたします。

【都市計画課】

実はタクシーにつきましては、今このタクシー会社さんは、名鉄に借地をして、お金を払って駅前広場に借りておるという状況でございまして、来年度からは市の方がここを買収しますので、タクシーの方はここに置けないという状況にはなります。

今の段階ですけれども、タクシー会社さんと打ち合わせの方はしてございまして、現段階ではタクシー会社の方は、自社のところの駐車場で待機するということは聞いておるんですけど、ただ、他のタクシー等もありますので、今後タクシー業界と協議する中で、徹底していきたいな、というふうには考えております。

【会長】

その他ご質問、ご意見等ないようでしたら採決に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、西三河都市計画道路3の5の92号、碧南駅前線の変更（案）（碧南市決定）について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

<挙手、全員からあり>

はい、ありがとうございました。

全員の賛成をいただきました。原案どおり決定とさせていただきます。

それでは、次の議案第2号、特定生産緑地の指定についての説明をお願いいたします。

【都市計画課】

では引き続き、議案第2号、特定生産緑地の指定についてご説明いたします。

資料の1をご覧ください。

まず1の背景ですけれども、この生産緑地につきましては、平成4年12月にスタートしまして、再来年の令和4年12月をもって30年が経過します。

この生産緑地は指定から30年が経過する日、申し出基準日と言いますが、本市では令和4年12月4日となっております。

これ以降は故障等の理由がなくても、いつでも買い取り申し出ができるようになり、優良農地が保全できなくなるという恐れがあるということから、平成29年に生産緑地法が改正されまして、農地等利害関係人の同意を得る中で、特定生産緑地として指定することで、買取申し上げ可能となる期日を10年延長する制度が施行されたというところでございます。

また、合わせまして本市では、令和元年9月30日に碧南市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定しまして、一団の農地の面積の要件を、これまで500平方メートル以上だったものを、300平方メートル以上に緩和したというところでございます。

2番の目的ですけれども現在、本市の生産緑地が平成4年の指定当初の6割程度に減少しているという状況を踏まえまして、特定生産緑地を指定することで、申し出基準日以降も引き続き、生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成を図るということを目的としております。

3番の内容ですけれども、この特定生産緑地につきましては、令和2年2月10日付で、すでに該当者に案内を送付しており、順次、受け付けをしておりますけれども、最終年度である令和4年度の事務の集中を分散させるため、申請のあったものから、年度毎に指定を行うものでございます。

(1)の指定箇所につきましては、別紙の資料3、大きい図面になりますけれども、A1サイズ、こちらの図面をご覧ください。

こちらが市域全体を表示しております。

まず、赤く塗ってある線が、市街化区域と市街化調整区域の境となり、生産緑地は赤い線の中の市街化区域が対象となります。

緑の枠で囲まれたところが現在の生産緑地地区でございまして、このうち申請があり基準に合致したものを、今回、赤色で着色し、特定生産緑地として指定するものでございます。

また、それぞれ番号が付番してありますが、これは生産緑地の一団番号となります。

(2)の指定の対象ですが、資料の2をご覧ください。

こちらは特定生産緑地指定の一覧表でございます。

一団番号ごとに、一団を構成する筆単位で地番、地目、面積を記載してございます。

最後のページに今回指定を行う、団地数、筆数、面積等の合計が記載されておりますので参考にしていただければと思います。

資料の1に戻りまして、(3)の指定面積ですけれども、10万9千51.61平方メートル、約10.91ヘクタールとなります。

次に、現在の生産緑地の状況でございまして、(ア)として、平成4年12月4日の当

初の告示のときの面積ですが、こちらが69.38ヘクタールだったものが、(イ)で令和2年12月18日の最終の告示の面積では41.5ヘクタールということで、(ウ)として59.8%となり、40.2%減少しているのがご覧いただけるとと思います。

イとして現行の生産緑地、41.5ヘクタールに対する今回の指定面積の割合として、26.3%を令和2年度の特定生産緑地として指定することになります。

この作業を令和3年度、それから令和4年度の計3回で行って参ります。

(4) 指定対象者数ですけれども、105名です。参考までに現行の生産緑地の所有者数が350名おりますので、対象者に対する割合は30%となります。

次に4の近隣市の状況ですが、刈谷市、安城市及び知立市につきましては令和3年の12月に第1回の指定を行い、計2回の指定を予定しているとお聞きしております。

それから、岡崎市、豊田市、西尾市、高浜市などは、令和4年度に1度で指定をするということで聞いておりますので、碧南市が近隣市に先駆けて一番で指定をするということになります。

5番の今後の予定ですけれども、(1) 議会への報告は令和3年3月11日の経済建設部会で報告をいたします。

また、(2) 特定生産緑地指定の告示及び所有者等利害関係人への通知でございますが、令和3年2月を予定しております。

以上で特定生産緑地の指定についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【会長】

はい、ただいま議案の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

議案第2号について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご質問等よろしいでしょうか。

特に質問も、ご意見もないようですので採決をいたします。

議案第2号、特定生産緑地の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<挙手、全員からあり>

ありがとうございました。全員の賛成をいただきました。

よって原案のとおり決定することといたします。

それでは続きまして議案第3号、碧南市景色づくり計画（景観計画）の策定についての説明をお願いいたします。

【都市計画課】

それでは、議案第3号の碧南市景色づくり計画（景観計画）の策定についてご説明いたし

ます。

この景色づくり計画につきましては10月27日に行いました都市計画審議会において詳細を説明しておりますので、景色づくり計画の主となる箇所を中心にご説明いたします。

資料の1をご覧ください。

まず1の計画の趣旨、計画策定の趣旨でございますが、平成19年に策定した碧南市景色づくり基本計画の考えを継承しつつ、景観法に基づく景観計画へ移行することで、本市が持つ様々な景色資源の利活用などを行うことにより、新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的とするものでございます。

2の計画の期間につきましては令和3年から概ね10年間といたします。

3の計画の策定体制につきましては、アとして、学識経験者をはじめとする合計14名で組織される景色づくり委員会等により審議を行っております。

イの開催経過では、景色づくり委員会は平成22年12月から令和2年11月までに計11回開催し、景観計画の内容について審議を行っていただいております。

10月27日開催の都市計画審議会で報告した後に、第11回目を書面決議により開催し、意見を聴取した部分が前回から追加した部分となっております。

また、庁内の作業部会も景色づくり委員会と並行して計画内容を検討しております。

4の中間報告からの修正点につきましては、前回より大きな変更点はありませんけども、景色づくり委員会などの意見により町名を追加したり、参照するページ数が違っていたり、字句の整理などを適宜行っております。

5の計画（案）の概要につきましては、資料2にて概要を説明いたします。

まず1枚めくっていただきますと目次がございます。

全体では約120ページの計画書となっております。この目次の中で景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項が3点ありますので、そこを中心に説明させていただきます。

まず1点目が第1章の景観計画区域、それから2点目が第3章の良好な景観の形成のための行為の制限、3点目が、第4章の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針となっておりますので、順に説明をいたします。

初めに、14ページをご覧ください。

3行目ですけれども、市全域に広がる様々な景色資源と調和した景色づくりが必要であると考え、市全域を景観法に基づく景観計画の区域と定めております。

次に75ページをご覧ください。

2点目の必須事項である、第3章、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について。

景観法では規制の対象となる行為は、4点ございまして、1つ目が建築物の建築等、2つ目が工作物の建設等、3つ目が開発行為、4つ目がその他政令で定める行為となっております。

この4つの行為を行うにあたり、今後届け出を出していただき、その建築物等が景観形成基準に適合しているかどうか判断することになります。

76ページの3つの制度をご覧ください。

良好な景観の形成のために、碧南市では3つの制度を設けたいと考えております。今回の計画において一番重要なポイントとなるところでございます。

1つ目が行為の届け出、2つ目がチェックシートの提出、3つ目が地域説明会の開催となっております。

77ページの一覧表をご覧ください。

この表は3つの制度と行為の種類と行為の規模の関係性をまとめたものでございます。

1つ目の行為の届け出は、表縦列の右から3つ目となります○が記載されているところに行為の規模が該当する場合は届け出を出していただくということになります。

対象区域や行為の規模は、今後、碧南市の条例において規定をして参ります。

また、この行為の届け出のみは、景観法で定められているため義務となります。

ここで「生活ゾーン」と「臨海ゾーン」というふうに表記がしてありますけれども、旧海岸線である公有水面より内陸側にあるか、臨海側にあるかで区域を分けてありますが、例えば、生活道路において、高さが10メートルを超える建物、または500平方メートルを超える建築面積のものが対象となります。

従いまして、個人の一般住宅等はほとんど該当にはなりません。

工場やドラッグストア、スーパーマーケットなど、大きな建築物が規制の対象となるものと考えております。

また、臨海ゾーンにおいては高さが15メートルを超えるか、建築面積が1,000平方メートルを超えるものが対象となります。

次に2つ目のチェックシートの提出は表縦列の右から2つ目となります。こちらは市独自の政策となります。

一般住宅や事務所など小規模な建築を含む、建築確認申請を行う規模のものに対しましてもチェックシート提出することによりまして良好な景観の形成に対する意識啓発を図ることを目的としております。

記載内容につきましては非常に簡単なアンケート形式のようなものとし、景観に対し、市民1人1人が興味を持つことで、市民とともに、少しずつ碧南の景色づくりを進めていくことを目的としております。

3つ目の地域説明会の開催は、表の1番右列となります。

こちら市独自の施策でございまして、「生活ゾーン」においてのみですけれども、高さ15メートルを超える建築物、または建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築を行う場合に地域住民が参加する説明会などの場を利用しまして、景観に対する計画などを説明していただき、良好な景観の形成を促進することを目的としております。

続きまして84ページの(3)景観形成基準をご覧ください。

この計画を策定することによって、どのような景観に対する基準が設けられているかと

いう記載となりますけれども、ここの2行目に、次の景観形成基準に適合するよう努めなければなりません。とありまして、ここにある図のように、道路などの公共空間から見える部分について、景観形成基準に適合するよう努めてくださいとして、あくまでも努力義務となります。

また、85ページから86ページに個別基準を掲載しておりますけれども、建築物などの高さ、色彩、素材などについて、周辺の町並みとの調和に努めることとしており、色彩の欄をご覧くださいますと、唯一の数値基準、彩度6以下としております。

この彩度というのは色の鮮やかさの度合いで、その数値が高くなれば、鮮やかになるということで、彩度6というのはほぼ標準の色となっております。あくまでも目安とするというふうにしております。

景観につきましては全国的な基準やルールはございませんので、今後は市民や事業者とともに、景観に対する意識を高めて行き、地域住民が中心となって必要なルールを定めていくことが大切であると考えております。

最後の必須事項3点目の第4章の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は、91ページから94ページまでとなります。

地域の個性ある景色づくりの核として、景観重要建造物や景観重要樹木につきましては保全と継承を図るものであり、それぞれの指定の方針を定めるものとなります。

それぞれ92ページには景観重要建造物、94ページには景観重要樹木の主だった指定の候補を掲載しておりますが、実際の指定につきましては、今後設置する予定である景観審議会に諮り、決定することとなります。

碧南市景色づくり計画については、ただいまご説明させていただきました内容で進めさせていただきまして、まずは初めの一步を踏み出すところからスタートしたいと考えております。

その後、市民や事業者と話し合いをしながら、景観に対する意識を高め、碧南市の景色を作り、景観を作り上げていきたいと考えております。

以上が碧南市景色づくり計画の概要でございます。

資料1に戻っていただいて、2ページ目6の今後の予定を、お聞きください。

本日、都市計画審議会でご審議をしていただいた後に、令和3年3月11日に市議会へ報告、令和3年3月下旬に計画を策定し、公表することとしております。

なお、この計画を推進するために必要な事項につきましては、6月に条例の制定を予定しており、周知期間を経た後に10月から施行する予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上で碧南市景色づくり計画の策定についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

【会長】

議案の説明がただいま終わりました。

それでは3号議案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【委員】

77ページのところで質問させていただきます。

先ほどご説明いただいた、右から3つ目の行為の届け出、そしてチェックシートと地域説明会の開催で確認なんですけれども、まず、3つ目の行為の届け出は、法律で定められているから義務だよということで、右の2つ、チェックシートと地域説明会は、市独自のことなので、義務ではなく、努力目標でやっていただきたいこと、まず、それで認識が間違っていないかということをお答えください。

【都市計画課】

委員のおっしゃられたとおり、そのとおりでございます。

【委員】

それでは、例えばですね、チェックシートや地域説明会の開催で、事業者と各個人で何かトラブルがあった場合、そこは先ほどの説明ですと、それぞれがやってくださいということだったんですが、何かトラブルがあった時に行政が間に入って問題解決のための取り組みなどを行うことがあるのかどうかということについてお答えください。

【都市計画課】

今のところは、そのトラブルというのは想定してないんですけれども、当然そういった声を聞くことがあれば、どういった内容でトラブルがあったのか、その辺を聞き取りしまして今後の景観行政に役立てていきたいなというふうには思っております。

【委員】

まだ、こういうことをやっていないのでトラブルがあるか無いかっていうのは、おっしゃるとおり分からないんですけれども、実際、チェックシートを努力義務で出してね。地域説明会をやってね。ということであっても、それぞれ地域もそうなんですけれども、事業者に直接言っても、なかなか、あくまでどちらも努力義務、特に事業者の方は努力義務なので、地域住民が納得しようが納得しまいが、そんな強行的なことはないとは思いたいんですけれども、そういった時に、やはり、市独自でやってお願いしていることですので、やはりそこは行政も直接やりとりじゃなくて、やっぱりフォローするなり、そういうことを想定したことも、今後考えていって欲しいなと、これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

【委員】

この報告書の中身については全然問題ないと思いますけども、ちょっと3点ほどですね、

確認をさせていただきます。

この景色づくり委員会を、実は私委員でありましたけども、平成25年のですね、第8回の委員会から、パタッとこう止まっちゃってるんですね。

これ、何か意味があって、この間隔が空いているのかというのを一つ。

それから2つ目としてですね、最後の委員会の名簿、これ私の名前がないからと言ってる分けじゃないんですが、肩書きだけでですね、この名前が、伏せられておるわけですけども、これ、伏せている意味が何かあるのかどうか、それが2点目、

それから最初の冒頭の部分ですね、1ページの前の、「今なぜ景色づくりなのか」と、ここに色々と前書きが書いてあるわけですけども、ここの主語がないと、これは誰が言ってるのか、いわゆる市長なのか、実行委員長なのか、あるいは景色づくり委員会が言ってる言葉なのか、やっぱり、どなたの発言かというのが明確になった方がいいのではないかなと思いますけども、ちょっとその3点、質問というのか、確認をさせていただきます。

【都市計画課】

まず1点目の資料1のところの景色づくり委員会の開催経過というところで見てくださいと、第8回が平成25年1月11日に行いまして、9回目が令和元年6月5日ということで、大分飛んでおるといいうところですけども、実はこの間に建築士会さんといろいろ協議を重ねる中で、規制の部分だとか、そういう部分をすり合わせをしております、なかなか協議が整わなかったものですから、その時間を経過してしまったということで、ようやく着地点が見い出せたといいうところで、今回、ようやく進んで来たといいうところになっております。

この2点目の名簿は、名前が伏せられておるといいうところですね、こちらは何か、特に公募の市民の方が個人名となってくるので伏せさせていただいたんですけども、特に大きな意味はございません。

3点目のなぜ景色づくりっていいうところの主語がないといいうところですけども、こちらの方はちょっと一度事務局の方で持ち帰らせていただいて、よく吟味して、訂正するところがあれば訂正はします。

【都市計画課 補足説明】

一番最初に戻るといいうことになろうかと思うんですけども、まず、この1ページのところに、国が15年の4月に「美しい国づくり」といいうことで大綱を作られたといいうことで、それにもたれて17年に愛知県が基本計画を作ったといいうことで、それを受けてですね、この碧南市の景観についても始まったといいうことになろうかと思えます。

その中で、この今、左側のなぜ景色づくりなのかといいうところなんですけども、この18年11月に景観シンポジウムを開いております。こういったところで先生たちのですね、ご意見の中からいいう言葉を引用させていただいておるんですけども。

景色といいうのは主体がないといいうか、すべての方に関わってくる。市民だけではなく当然、その市外の方も含めて、色んな方が関わってくるといいうことの中で、あえて多分、主

語というものをつけてないんだらうと、これ想像でございますけども、そういった取り組みを市を挙げてやって行くってことでございます。

【会長】

その他、ご意見・ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。はい、他に質問等もございませんので、それでは採決に入りたいと思います。

議案第3号、碧南市景色づくり計画（景観計画）の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<挙手、全員からあり>

はい、ありがとうございました。

全員の賛成をいただきましたので、原案のとおり決定とさせていただきます。

本日の議題は以上であります。

皆様、慎重審議誠にありがとうございました。

それでは、事務局へお返いたします。

どうもありがとうございました。

【典礼】

会長様ありがとうございました。

それでは、その他事項といたしまして事務局より何かございますでしょうか。

【事務局】

はい。今年度ですが、この後、第3回目の審議会は予定しておりません。

それから、来年度も今のところですね、例年のとおり10月ごろに第1回を予定しております。引き続きお願いすることとなりましたら、よろしくお願したいと思っております。

以上であります。

【典礼】

はい。それではこれもちまして、令和2年度第2回碧南市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

— 閉会時間 午前10時49分 —